

J A M 政策NEWS

2008年12月18日 第2009-11号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

産科医療補償制度実施により

2009年1月から出産育児一時金が38万円に

産科医療補償制度の掛金として

現在健康保険の被保険者や被扶養者が出産すると、一児につき出産育児一時金として35万円が健康保険から支給されます。2009年1月1日からは、出産育児一時金が3万円増額され38万円になります。これは1月1日から始まる「産科医療補償制度」の掛金に見合う分として増額されるものです。

「産科医療補償制度」は、通常の妊娠・分娩（医師は無過失）にもかかわらず重度の脳性麻痺になった場合に補償金が支払われる制度です。分娩機関が妊産婦1人につき3万円の掛金を損

害保険会社に支払い、事故が起こった場合、損害保険会社から補償金が支払われます。掛金3万円は出産費用に転嫁されるため健康保険法の政令を改正して38万円としました。

しかしこの制度は、新しい法律ができたのではなく「新しい保険商品が一つ増えた」という位置づけです。医師に過失があった場合の「医師賠償責任保険」の負担の肩代わりにされたり、余剰金が損害保険会社の収益になる可能性もあります。制度開始後は、お金の流れを十分監視していく必要があります。（制度の仕組み図は次ページ参照）

いつからスタート？

2009年1月以降に生れた赤ちゃんから対象になります。（分娩機関での手続は2008年10月から開始しています）

補償対象は？

原則的には体重が2000グラム以上、かつ妊娠33週以上のお産で重度の脳性麻痺となった赤ちゃんが対象になります。

補償内容は？

看護、介護のために、600万円が準備一時金として、その他に総額2400万円が補償分割金として20年間にわたり支払われます。

どこでお産をしても大丈夫？

この制度に加入している分娩機関（病院・診療所・助産所）でお産をすると万一の時に補償の対象になります。分娩機関が加入しているか確認してください。（現在98.8%の分娩機関が加入しています。）

制度に加入している分娩機関では、妊産婦の方々に、この制度の対象者となることを示す「登録証」を交付します。分娩後5年間は大切に保管してください。

制度の仕組みについて

